

富田林市地域防災計画

概要版

1 富田林市地域防災計画とは

1-1 計画の目的

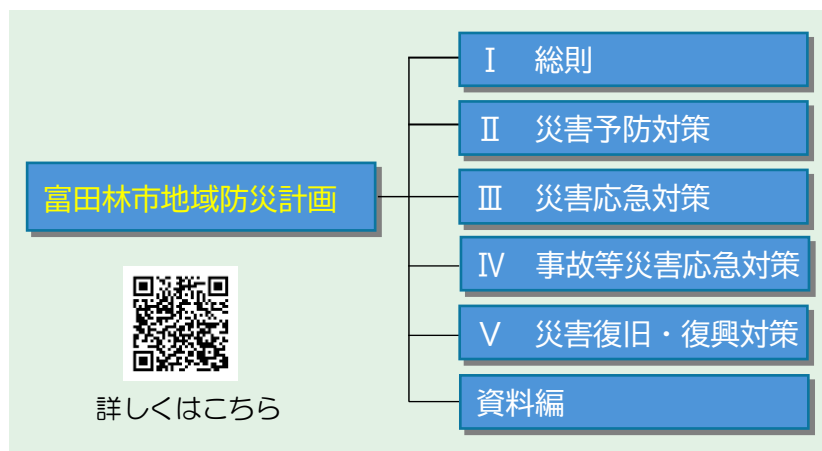
「地域防災計画」は、災害対策基本法及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、富田林市防災会議が作成する計画であり、市域ならびに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

現行計画（令和元年度改訂）以降、令和6年能登半島地震対策検証結果等を踏まえた国の防災基本計画や大阪府の地域防災計画の修正が行われています。

本市においては、これらの国や府の防災計画との整合性を図り、市の防災対策の充実・強化を図るため、富田林市地域防災計画の修正を行いました。

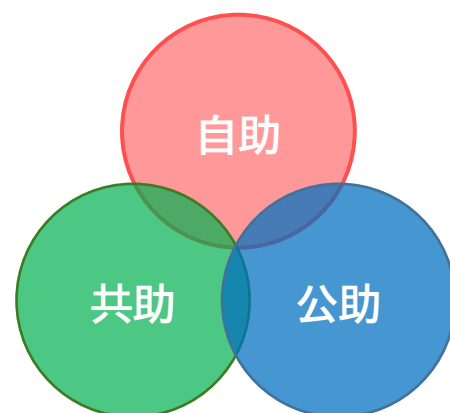
1-2 計画の構成

本計画書は、I 総則、II 災害予防対策、III 災害応急対策、IV 事故等災害応急対策、V 災害復旧・復興対策、資料編の全6編から構成されています。



1-3 防災の基本的考え方

この計画は、市、防災関係機関、事業所そして市民等がとるべき基本的事項を定めたものです。行政の対策「**公助**」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「**自助**」、地域で助け合う「**共助**」を適切に組み合わせた取り組みを推進します。



地震

大阪府の調査結果によると、本市において最も被害が大きいと想定される「生駒断層」での地震による被害想定は次のとおりとなっています。

生駒断層		(参考) 南海トラフ巨大地震
地震規模	マグニチュード7.0～7.5	マグニチュード9.1
被害想定	<ul style="list-style-type: none"> 建物被害 全半壊：14,379棟 人的被害 死傷者数：2,045人（内、死者数：283人） 罹災者数：24,000人 避難所生活者数：7,020人 	<ul style="list-style-type: none"> 建物被害 全半壊：3,930棟 人的被害 死傷者数：435人（内、死者数：14人） 被災者数：- 避難所避難者数：5,975人



出典：生駒断層「大阪府大規模地震ハザード評価検討調査」平成17年度
南海トラフ巨大地震「大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（第4回）」平成25年10月30日

液状化

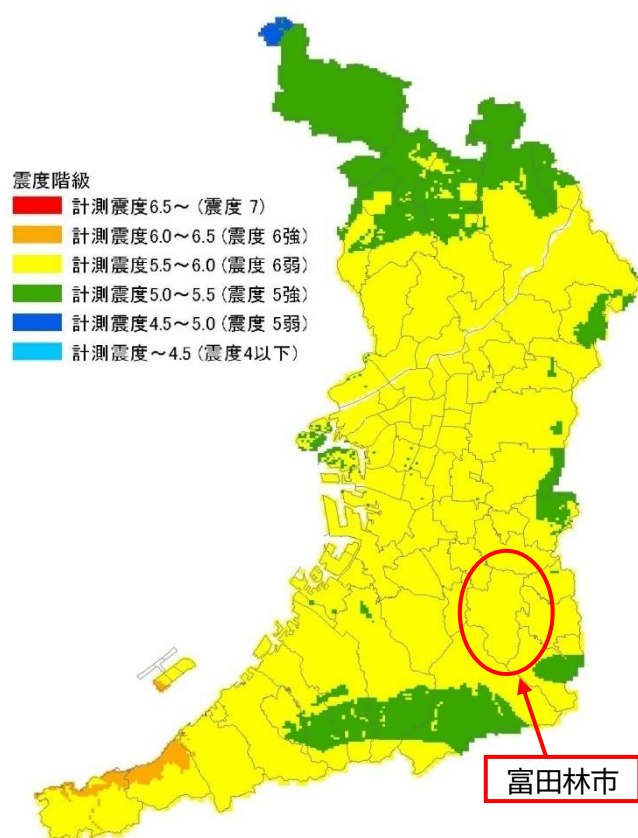
大阪府による南海トラフ巨大地震による液状化可能性では、市内南部の一部で危険が高いと予測されています。

風水害

本市に係る過去の既往災害を見ると、本市を含む南河内では、昭和57年8月1日～3日にかけて、台風10号及び台風9号崩れの低気圧による記録的な豪雨に見舞われ大洪水となりました。南河内での土砂災害による死者は8名となり、本市に隣接する河南町では避難勧告が発令され、堺市・松原市に災害救助法が適用されました。

水害災害履歴箇所	土砂災害災害履歴箇所
 <p>石川昭和橋上流右岸 富田林市彼方（S57）</p>	 <p>富田林市嬉（S57）</p>

大阪府下の震度分布



出典：南海トラフ巨大地震による液状化可能性
(大阪府：平成29年12月28日)

土砂災害

大雨や台風、地震が起きたときは、地盤が緩み、土石流やがけ崩れ、地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性があります。

本市域には、土砂災害防止法の施行により、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定されており、土砂災害警戒区域に指定されると、警戒体制の整備が図られます。また、土砂災害特別警戒区域に指定されると、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告が図られます。

3-1 市の基本的責務

市は、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て、防災活動を実施します。また、消防機関、消防団、自主防災組織等の充実並びに市民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、本市の有する全ての機能を十分に発揮するように努めます。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めます。

3-2 市民、事業者の基本的責務

■市民の基本的責務

災害発生初期、とくに地震災害の場合など、市や防災関係機関の対応（公助）はおのずと限界もあることから、各家庭や地域住民、事業所の連携等地域コミュニティの果たす役割（自助・共助）は大きくなります。

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、地域はみんなで守るという市民一人ひとりがその自覚を持ち、平時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自ら身の安全を守るよう行動することが重要となります。

1 災害等の知識の習得

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 防災訓練や防災講習等への参加 | (2) 地域の地形、危険場所等の確認 |
| (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承 | |

自 助



共 助



2 災害への備え

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| (1) 家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止 | (2) 避難場所、避難経路の確認 |
| (3) 家族との安否確認方法の確認 | (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄 |
| (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認 | |

3 地域防災活動への協力等

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| (1) 地域の防災活動等への積極的な参加 | (2) 初期消火、救出救護活動への協力 |
| (3) 避難行動要支援者への支援 | (4) 地域住民による避難所の自主的運営 |
| (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力 | |

■事業者の基本的責務

事業所は、自助・共助の理念のもと、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければなりません。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を行う事業者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければなりません。

1 災害等の知識の習得

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施 | (2) 地域の地形、危険場所等の確認 |
|-------------------------|--------------------|

自 助



共 助



2 災害への備え

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| (1) BCPの策定や非常時マニュアル等の整備 | (2) 事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止 |
| (3) 避難場所、避難経路の確認 | (4) 従業員及び利用者等の安全確保 |
| (5) 従業員の安否確認方法の確認 | (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄 |

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制 | (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力 |
| (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄 | (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認 |

4 地域防災活動への協力等

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画 | (2) 初期消火、救出救護活動への協力 |
| (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力 | |

3-2 防災訓練等の実施

(1) 総合的防災訓練の実施

市は、府、関係機関及び自主防災組織等市民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施します。

その際、高齢者、障がい児者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。



(2) 自主防災組織による防災訓練への参加

市が実施する防災訓練や校区における訓練、その他の訓練に積極的に参加するとともに、各防災会においても災害発生時を想定した訓練を実施します。



(3) 事業所等における自主防災活動




事業所等は、従業員、利用者等の安全を図るとともに、地域に災害が拡大することのないよう、自主防災組織を構成し、関連地域と連携を図りながら、的確な防災活動を行うよう努めます。

3-3 避難場所・避難所の指定

市は、災害時に市民が安全かつ迅速に避難できるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所を指定しています。

指定緊急避難場所・指定避難所・指定福祉避難所一覧



避難所等の種類	概要
 指定緊急避難場所	命を守ることを最優先に、災害の危険から一時的・緊急的に逃れるために市が指定した場所のことです。 市では、40箇所指定しています。
 指定避難所	災害の危険性があり避難した避難者が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在するために市が指定した避難所で、自宅が被災して帰宅できない場合に、一定期間、避難生活を送るための施設のことです。 市では、35箇所指定しています。
 指定福祉避難所	高齢者や障害者など一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者に対して特別の配慮が行われている、市が指定した避難所です。 市では4箇所指定しています。

3-4 避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の作成

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

ア 避難行動要支援者名簿の把握

市は、避難行動要支援者の把握に努め、発災時に迅速な対応が取れるよう備えることとし、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を整備し、管理します。

イ 避難行動要支援者名簿情報の提供

市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人等からあらかじめ同意を得て、避難支援等関係者※に名簿情報を提供します。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供します。

【避難支援等関係者とは】

大阪府警察（富田林警察署）、大阪南消防組合、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、市と協定を締結した町会・自治会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者をいいます。

ウ 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、守秘義務が課せられていることを十分に理解の上、名簿情報を適正に管理します。

(2) 個別避難計画の整備

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするとともに、避難所等での生活支援を行うため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、避難支援者や避難先・経路等を記載した個別避難計画を作成するよう努めます。

個別避難計画については随時更新するとともに、個別避難計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めます。

3-5 緊急物資確保体制の整備

(1) 市が行う食料、飲料水及び生活必需品の整備

飲料水については、発災後3日間は1日1人当たり3ℓを供給できるよう体制の整備に努めます。

食料及び生活必需品については、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、必要量を備蓄します。また、重要物資以外にも日用品や医薬品等、簡易ベッド、間仕切り等の物資についても確保体制を整備します。



【重要物資とは】

- ①食料、②高齢者食、③毛布（保温用資材）、④乳児用粉ミルク又は乳幼児液体ミルク、⑤哺乳瓶
⑥乳児・小児用おむつ ⑦大人用おむつ ⑧簡易トイレ ⑨生理用品 ⑩トイレットペーパー ⑪マスク



(2) 市が行う備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、各指定避難所に食料、飲料水の備蓄や生活必需品の分散備蓄を行うと共に、民間事業者との協定等により物資の確保を図ります。

4-1 避難情報の発令

市は、市民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達します。

市民の方々は、避難情報が発令されたら、直ちに行動を起こしてください。

警戒レベル	状況	避難情報	市民がとるべき行動
5	災害発生 または切迫	緊急安全確保	命の危険、直ちに安全確保 <ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。 警戒レベル5の緊急安全確保の発令を待ってははいけません！ ただし、警戒レベル5は、市が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。
4	災害の おそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル4の避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、発令された際には、危険な場所から避難する必要があります。
3	災害の おそれあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル3の「高齢者等」には障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。 さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、発令された際には、自主的に避難するタイミングです。

4-2 指定避難所の開設・運営等

(1) 指定避難所の開設

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努めます。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、府等が所有する施設や旅館・ホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ウェブサイトやアプリケーション等の多様な手段を活用して市民に周知するよう努めます。福祉避難所については、必要に応じて開設します。

(2) 指定避難所の管理、運営

指定避難所の運営は、初期段階では市の職員が中心となり、教職員等の協力を得ながら行います。

なお、避難所生活が長期にわたると予想される場合は、自治会などのコミュニティ単位のまとまりによるグループ分けを行い、リーダーの選任やボランティアの協力を得るなどして、男女共同参画の視点により指定避難所の自主的運営を図ります。

市は避難者による自主的な運営を促すとともに、「避難所運営マニュアル」に基づき、指定避難所における生活環境を常に良好なものとするため、指定避難所の円滑な管理、運営に努めます。



(3) 在宅避難者・車中泊避難者への対応

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供します。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供します。

4-3 避難行動要支援者等への支援

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、「富田林市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、在宅の高齢者、障がい児者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる方の避難誘導の実施に努めます。



(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

市は、避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への受け入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮します。特に避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい児者向け応急仮設住宅の設置等に努めます。また、情報の提供についても、十分配慮します。

4-4 給水活動

災害発生直後の給水の量は、市民1人あたり1日3リットルを目標とし、市は、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していきます。また、応急給水所を開設したときは、市民への広報を行います。

4-5 食料の供給

各指定避難所に届けられた食料は、自主防災組織、ボランティア、避難者、地域各種団体等の協力を得て配布します。なお、市は、在宅食料困窮者への食料配布についても考慮します。

市内全般に被害が発生した場合は、災害の状況が落ち着きを見せ、炊き出しを行い得る体制が整うなどの状況を勘案して、市が必要に応じて実施します。なお、ボランティア等の炊き出しの申し出がある場合は随時実施します。

5 事故等災害応急対策

5-1 林野火災応急対策

市をはじめとする防災関係機関は、林野において火災等が発生するおそれがある場合、火災警戒活動に努め、大規模な林野における火災等が発生した場合には、迅速かつ的確に消火活動等を実施します。

6 災害復旧・復興対策

6-1 支援体制

災害が発生した場合、被災生活が長期間に及び可能性があることから、市は、府と連携して、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげます。

6-2 罹災証明書の発行

市は、被災者台帳を整備し、被災した世帯の各種支援措置等を受けるための手続書類として罹災証明書を発行します。

富田林市地域防災計画 概要版 令和8年3月 発行

富田林市 市長公室 危機管理室

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1丁目1番地
TEL：0721-25-1000（代表）

【地域防災計画HP】



詳しくはこちら

【防災・減災情報HP】



詳しくはこちら



とん だ ばやし
富田林市